

# 富山市地域公共交通計画策定について

## 1 概要

### (1) 背景

本市では、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を図るため、「富山市地域公共交通網形成計画」を平成28年度に策定し、地域特性に応じた多様な生活交通の確保、市域全域での公共交通サービスの維持・活性化を図ってきた。

しかしながら、人口減少の本格化等により、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、更には新型コロナウイルス感染症拡大における交通事業者の経営苦境や「新しい生活様式」の広がり、DX等の進展による人々の暮らしや働き方が大きく変化してきている。

このような現状の社会情勢下のもと、既存の公共交通サービスを最大限に活用することに加え、地域の多様な輸送資源の活用、更にはMaaSやAI、自動運転技術等の新たなモビリティサービスの取り込みも検討しながら、公共交通が目指すべき役割を明確化し、本市が目指すコンパクトなまちづくりを更に深化させるため、新たな地域公共交通のビジョンが必要である。

このことから、令和4年度より富山市地域公共交通網形成計画を見直し、新たな計画として、地域公共交通計画の検討に着手したい。

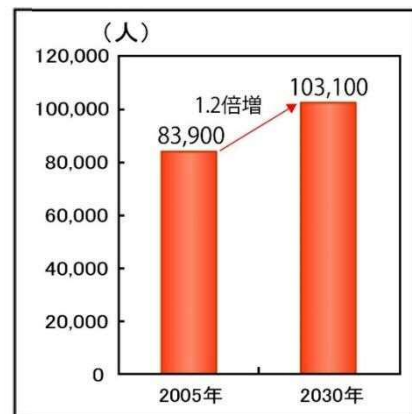
### (2) 現状

#### 1) 人口減少・少子高齢化

人口減少、少子・高齢化の進行により利用者が減少する中、公共交通の事業の継続や、車を自由に使えない高齢者等の交通手段の確保、運転手が不足する中での路線や運行本数等の交通サービスレベルの維持が困難な状況にあり、公共交通を取り巻く環境は一層厳しい状況となっている。



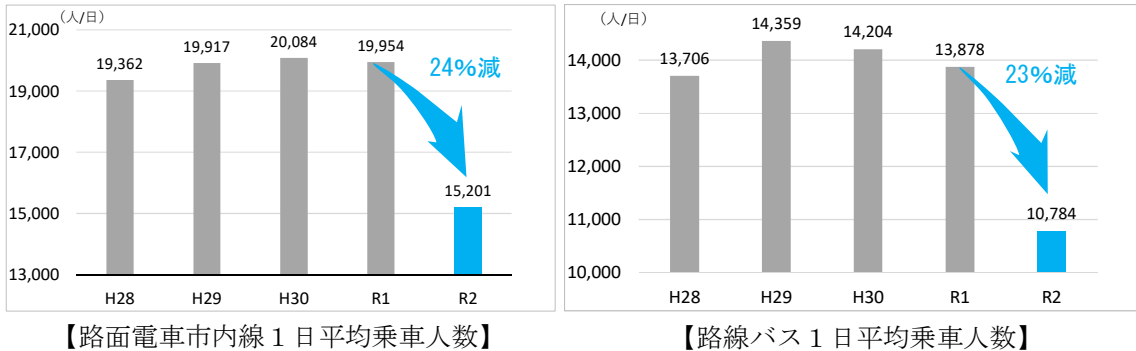
【年齢別人口の予測】



【車を自由に使えない人の予測 (20歳以上)】

## 2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、公共交通の利用者は大きく減少し、生活交通を担う交通事業者の経営が大変厳しい状況にある。  
令和2年度は大幅に乗車人数が減少した。



## 3) 地域公共交通網形成計画の数値目標の推移

数値目標である「公共交通 1 日平均利用者数の富山市人口あたりの割合」においては、令和7年度目標値を15.9%と掲げ、令和元年度まで順調に増加していたものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公共交通の利用者が著しく減少し、令和2年度末での割合は12.0%と大きく減少した。

	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)
公共交通1日平均利用者数の富山市人口あたりの割合 実績	15.1%	15.5%	15.7%	15.7%	12.0%

## 2 富山市地域公共交通網形成計画について

### (1) 概要

市の公共交通の活性化に関しては、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を図るため、平成28年9月に富山市地域公共交通網形成計画を策定し、

- ① 公共交通軸の活性化によるコンパクトなまちづくり（都心部・地域生活拠点）
- ② 地域特性に応じた多様な生活交通の確保（郊外部・中山間地）
- ③ 公共交通利用促進

の3つの基本方針の下、交通事業者等と連携し、路面電車の南北接続等のLRTネットワーク形成をはじめ、高山本線、不二越・上滝線の増便運行やパーク・アンド・ライド駐車場の整備、生活バス路線（民間赤字路線）への支援による運行の維持、モビリティ・マネジメントの推進など、様々な公共交通の活性化施策に取り組んできた。

## (2) 変革

- ・平成28年9月  
富山市地域公共交通網形成計画 策定
- ・平成30年5月 追加・修正  
不二越・上滝線新駅整備の予定に伴い内容の追加・軽微修正
- ・令和元年6月 追加・修正  
都市マスタープランの見直しに伴う該当部分の追加・修正
- ・令和3年3月 追加・修正  
5年間目の見直し実施に伴い、新たな施策や既存施策について追加・修正

## 3 地域公共交通計画について

### (1) 背景

人口減少の本格化に伴い、公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっている。

このような状況を踏まえ、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取り組みを促すため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部を改正する法律が、令和2年11月に施行された。

改正により、地域の関係者と協議しながら、地域にとって望ましい地域旅客運行サービスのビジョン及び事業体系などを示す「地域公共交通計画」の策定が、地方公共団体の努力義務となった。

### (2) 概要（法定記載事項）

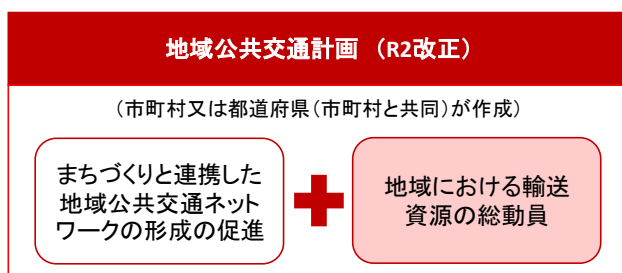
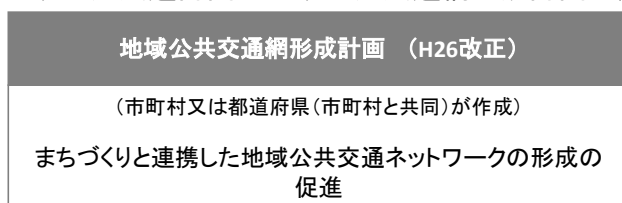
記載事項	概要
① 基本的な方針	目指すべき将来像、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取り組みの方向性を定める。まちづくり、観光振興等様々な分野との連携を整理する。
② 計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に区域を設定する。
③ 計画の目標	基本的な方針に即して目標を設定する。
④ 事業・実施主体	目標達成のため、提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤ 計画の達成状況	達成状況の評価計画と評価を踏まえ見直し方針を立てる。
⑥ 計画期間	地域の実情に合わせて設定する。(原則5年程度)
⑦ その他	地方公共団体が必要と認める事項

引用：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

### (3) 従前の地域公共交通網形成計画の取り扱い

法律改正施行前に作成された網形成計画は、改正施行後（令和2年11月27日以降）は、地域公共交通計画とみなされるため、網形成計画を地域公共交通計画に転換される一方で、新たに特定事業の実施を検討している場合において、作成済みの網形成計画内でその特定事業が位置付けられていないときは、事業の位置づけを明確にした地域公共交通計画への見直しが必要となる。

### (4) 地域公共交通計画と地域公共交通網形成計画の違い



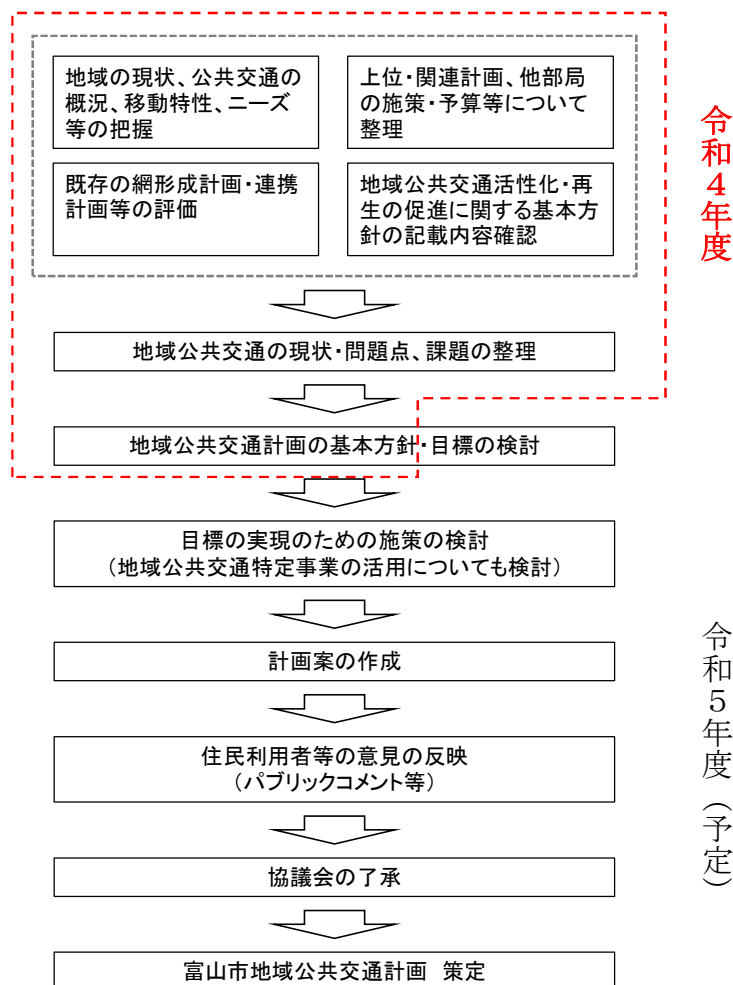
メニューの充実やPDCAの強化により、  
持続可能な旅客輸送サービスの提供の確保

引用：国土交通省 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律概要

	地域公共交通計画 (令和2年～)	網形成計画 (平成26年～)
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃等の面からサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む</li> <li>○地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実(主に路線の再編や新規整備)を対象とする</li> </ul>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体による作成を法的に努力義務化</li> <li>○基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実地に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体による作成が可能</li> </ul>
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化</li> <li>○定量的なデータに基づくPDCAの取り組みを強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な限り具体的な数値指標を明示</li> <li>○原則として計画期間の終了時、計画の見直し時に達成状況を評価</li> </ul>

引用：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

### (5) 地域公共交通計画の検討の流れ



引用：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

## 4 事業内容

### (1) 業務実施期間

令和4年度、5年度

### (2) 事業主体

富山市都市交通協議会

### (3) 業務形態

業務委託

#### (4) 令和4年度業務内容(案)

##### 1) 地域の現状整理

###### ①地域を取り巻く現状の整理

人口動向、高齢化の状況、将来予測、企業立地や開発等の動向等移動ニーズのベースとなる土地利用・人口動態(変化)を把握し、地域の現状を整理する。

###### ②交通を取り巻く現状整理

自動車保有台数、交通手段分担率を整理する。

###### ③公共交通の現状整理

公共交通の運行・利用特性、サービス動向(サービス密度、カバー率)、駅及び停留場等施設の現状を整理する。

###### ア 公共交通サービス提供状況

公共交通の運行概況(路線・系統または運行エリア、運行本数、運賃等)及び各公共交通サービス以外の移動手段(福祉輸送、スクールバス等)などの運行サービスについて交通機関別に整理する。

###### イ 公共交通の利用状況

各交通機関の利用状況(鉄道:駅別乗降数の推移、バス:路線別乗車数の推移等)を整理する。また、市が運営または補助を行っている路線・系統については収支額・行政補助額等についても整理する。

##### 2) 市民の移動特性やニーズ等の把握

市民の交通に関する移動実態や公共交通に対するニーズを把握するため、市内世帯を対象とした市民アンケート等を実施し、市民の移動ニーズや公共交通に対する改善要望等を把握、整理する。

##### 3) 上位・関連計画との連携の整理

富山市総合計画や都市計画マスタープラン等、公共交通に係る施策・事業や目標設定等の関係性について整理する。

##### 4) 地域公共交通の問題点及び課題の整理

###### ①移動特性の整理

既存の統計資料や関連業務にて取得したデータなどから公共交通利用者の移動特性について整理・分析する。

###### ②交通事業者等へのヒアリング調査

各交通事業者へ、今後の交通事業運営に向けたヒアリングを行い、課題の抽出を行う。

③ターゲット（対象となる地域・人・時間帯）の明確化

上記①～③の結果をまとめ、市内の交通に関する現状・問題点について、地域別に分割し、当該地域の公共交通の利用頻度・OD・利用意向などを整理する。

5) 国内外の参考事例・最新のトレンド調査

①先進事例の収集と適応可能性・課題の整理

国内外で行われている先導的な取組みなどについて、取組みの概要、背景、適用条件などの情報を収集し、適用する場合の可能性・導入条件・課題を整理する。

(MaaS、AI、自動運転等最新のモビリティサービスについて調査)

6) ビジョン及び基本方針の検討

問題点、課題及び上位計画等での地域公共交通サービスの位置づけを踏まえ、計画が目指すべき将来像（ビジョン）とその中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の基本方針を整理する。

7) 地域公共交通計画策定の監修業務

計画策定あたり、策定業務の監修を学識経験者に依頼する。

(参考) 令和5年度の業務想定

- ① 目標の検討
- ② 目標実現のための施策検討
- ③ 計画案の作成
- ④ 住民、利用者の意見反映（パブリックコメント）
- ⑤ 都市交通協議会の開催

## 5 今後のスケジュール等

	R4	R5	R6以降
<b>調査業務</b> (地域公共交通計画)			
計画策定業務 (地域公共交通計画)			
地域公共交通計画 運用			
都市交通協議会開催予定	● ●	● ●	